

第4章 具体的な取組

この章では、施策の方向性ごとに市民・市民団体、事業者及び市が取り組むべき事項を明らかにするとともに、優先的・重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」を明らかにします。

また、計画の進捗状況を定性的及び定量的に把握・評価するため、事業目標または数値目標を掲げます。

（事業目標）環境基本計画策定後の概ね3年、5年または10年内のいずれかを達成年度（目標）として設定します。

（数値目標）現況値は原則として平成24年度のものとし、計画目標を環境基本計画策定から10年後の平成30年度に設定します。

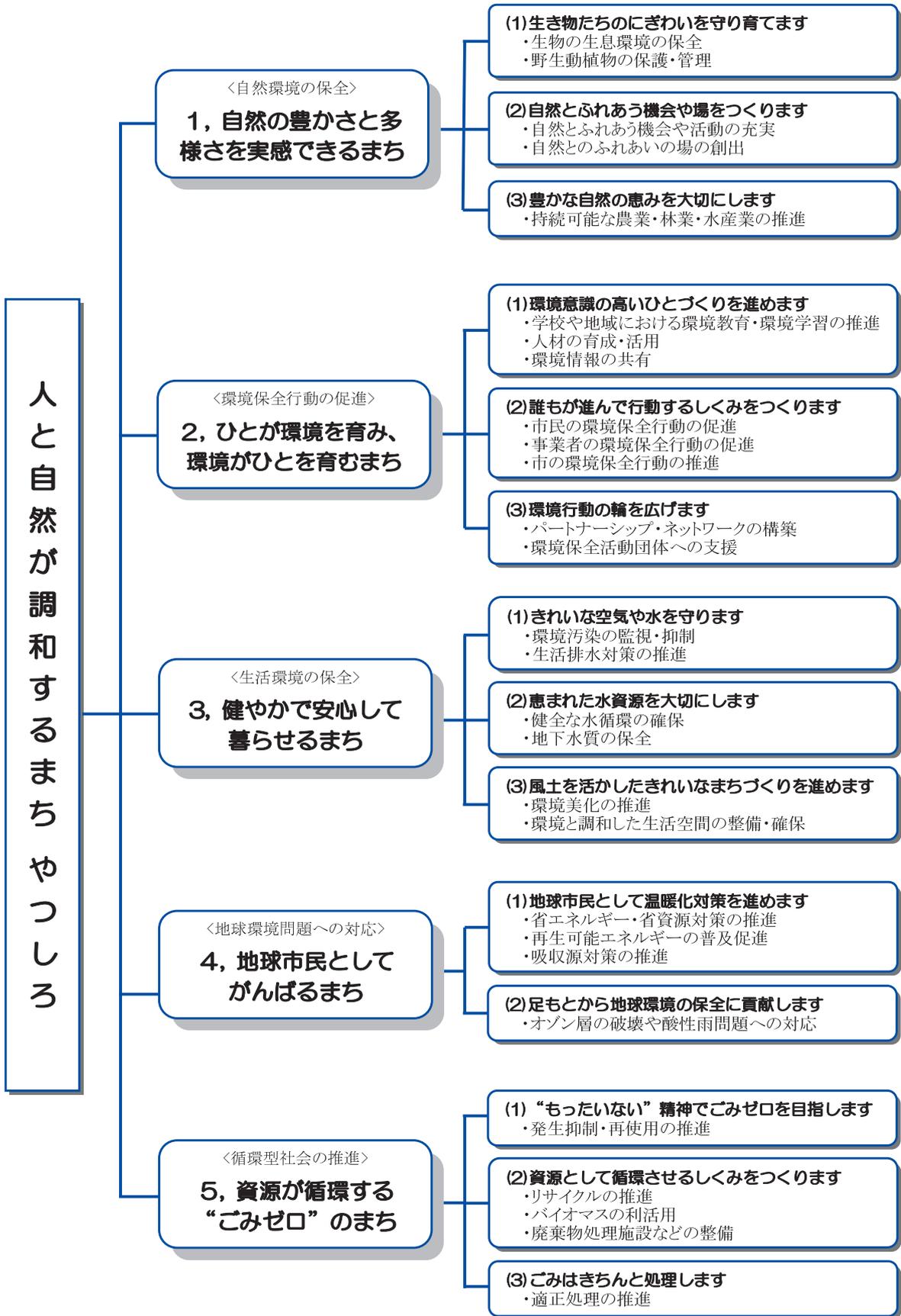
1. 市民・市民団体、事業者及び市の取組

八代市環境基本計画体系図

〈環境像〉

〈環境目標〉

〈施策の方向性〉



＜環境目標 1：自然の豊かさと多様さを実感できるまち＞

(1) 生き物たちのにぎわいを守り育てます

豊かな自然を将来にわたって良好な状態で保全していくためには、すぐれた自然環境を保護していくなど、人と自然との共生を念頭に置いた取組を進めていくことが必要です。市民団体などと協力しながら自然の現状を把握しつつ、多様で豊かな自然を守り、育てていきます。

＜市民の取組＞

- 地域の自然に興味を持ち、自然の役割や希少な野生動植物に対する理解を深めます。
- 生き物たちが住みよい自然環境を守ります。
- 生き物をみだりに捕ったり、放したりしません。
- ペットは責任を持って、最期まで飼養します。
- 野生鳥獣に対し、餌を与えません。

＜市民団体の取組＞

- 干潟や河川、森林などの生き物の調査を実施します。
- 生き物の多様さや自然の豊かさを、広く市民に伝えます。
- 自然の現況を市に報告するなど、市の自然環境保全に資する取組に協力します。

＜事業者の取組＞

- 地域の自然に興味を持ち、自然の役割に対する理解を深めます。
- 市民団体や市が実施する自然環境保全に資する取組に協力します。
- 環境への負荷を低減するための取組を推進します。
- 建設工事の際には、生態系に配慮した工法を採用するなど、自然環境に配慮します。

＜市の取組＞

生物の生息環境の保全

- すぐれた生態系や高い多様性を有する地域は、条例制定などにより保護地域として指定し、保全を図ります。
- 山・川・海の生態系の連続性を意識した、生物の生息環境の確保に努めます。
- ペットの適切な飼い方について情報提供します。
- 渡り鳥などの集団渡来地や多様な野生鳥獣が生息している地域については、地元住民の合意を得たうえで、国や熊本県などに対して保護区の指定などを働きかけていきます。
- 公共事業などの開発時における自然環境などへの配慮事項を掲げた指針を作成し、生態系に配慮した工法などの採用を推進します。
- 自然環境の劣化が問題となっている地域については、保全策を講じていきます。
- 自然観察会などを通じて、市の自然環境の現状や役割などについて紹介・啓発を行います。

野生動植物の保護・管理

- 市民・市民団体などと協力して生き物の生息状況に関する調査を実施するとともに、野生動植物の生息生育状況に関する情報の収集・整備を進めます。
- 市独自に希少種を指定するなど、生物多様性²³の保全に向けた取組を進めます。
- 希少な野生動植物の生息生育状況に関する情報を収集・整理し、開発行為などに対しては事前に情報を提供するなど、自然環境情報の共有に努め、適切な保全を求めています。
- シカやイノシシ、カワウなどによる農林水産物への鳥獣被害が顕著な場合は、適正かつ計画的な捕獲を行うとともに防護柵の設置などの防止策を講じます。
- 居住地における鳥獣被害については、警察や消防団などと協力しながら、対策を進めます。
- 野生鳥獣への餌付け禁止に対する周知を図ります。
- 市内の外来生物の生息状況について情報を収集するとともに、特定外来生物に関する周知啓発を図ります。

<事業目標 1 - (1)>

	項目	3年 (平成23年度)	5年 (平成25年度)	10年 (平成30年度)
①	保護地域の設定		達成	
②	環境配慮指針の作成	→		

<数値目標 1 - (1)>

	項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
①	鳥獣保護区数	7	7	7

²³ 自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

■■■ 市の花・木・鳥、市民の花 ■■■

合併三周年を記念し、自然を愛する心を育み、人と自然の共生によるまちづくりを進めるため、シンボルとしての市の花・市の木・市の鳥及び市民の花を、平成20年8月1日に制定しました。



市の花
「桜」



市の木
ばんべいゆ
「晩白柚」



市の鳥
「かわせみ」



市民の花
「やつしろ草」

＜環境目標1：自然の豊かさと多様さを実感できるまち＞

(2) 自然とふれあう機会や場をつくります

森林や田んぼ、河川、干潟など、私たちに身近で豊かな自然は、本市の貴重な財産であり、私たちに安らぎやうるおいを与えてくれます。自然とふれあう機会を通して、自然の役割や機能について啓発していくとともに、自然と身近にふれあえる場を整備・創出していきます。

＜市民の取組＞

- 自然観察会などの自然とふれあう機会に積極的に参加します。
- 自然と親しむ場に積極的に出かけます。
- ガーデニングや家庭菜園などに取り組みなど、みどりの空間づくりを行います。
- 市民農園や市民の森づくり活動に参加します。

＜市民団体の取組＞

- 広く市民を対象とした自然観察会を開催し、自然の役割について情報発信します。
- エコツアー²⁴や地域体験交流などに対する支援を行います。
- 市民農園や市民の森づくり活動などを推進します。
- 森林や里山などの自然をレクリエーションの場として活用します。
- 「熊本県昭和の名水百選」²⁵、「熊本県平成の名水百選」²⁶や「くまもとホテルの里 100選」²⁷選定地など、親水性の高い湧水地や水辺の保全活動を行います。

＜事業者の取組＞

- 敷地内の緑化や緑地の保全を推進します。
- 敷地内にビオトープ²⁸などを整備します。

＜市の取組＞

自然とふれあう機会や活動の充実

- 市民団体や事業者などと連携して自然観察会を実施するほか、さかもと青少年センターや八竜山自然公園などを積極的に活用するなど、自然とふれあう機会を確保します。
- 自然観察会などを通じて、市の自然環境の現状や役割などについて紹介・啓発を行います。
- 地域の歴史や文化、産業、自然など、地域資源を観光に活かしたエコツアーなどの体験型観光への取組を推進します。
- 自然環境への関心を高めるため、市民参加による環境調査を実施します。

自然とのふれあいの場の創出

- 市民が気軽にふれあえる場として、市民農園や市民の森づくりを進めます。
- 森林や里山などの自然をレクリエーションの場として活用します。
- 市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備するなど、環境や地域景観と調和した生活空間をつくります。

■地域の歴史や自然を楽しむウォーキングコースの周知・活用を図ります。

■「熊本県昭和の名水百選」、「熊本平成の名水百選」や「くまもとホテルの里 100 選」選定地など、親水性の高い湧水地や水辺の保全を図ります。

■水辺の整備・改修に当たっては、環境に配慮した整備をすすめ、親水空間の確保に努めます。

<数値目標 1 - (2) >

	項目	計画策定時 (平成 19 年度)	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
①	自然観察会開催回数	7	5	12
②	市民一人あたりの都市公園面積(m ²)	5.5	6.4	6.7

²⁴ 自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を生かした観光と地域振興を両立させ、また環境教育にも役立つような観光・旅行形態のこと。

²⁵ 水質や水量、親水性や保全活動の有無などを基準に、平成 60 年、熊本県が県内 100 箇所湧水地などを選定。市内では、如見水源、高田水源、清水堂湧水、美生の滝、笹越湧水、雁俣山の溪流及び古屋敷湧水の 7 箇所が選定されている。

²⁶ 優れた景勝や地域で守られている湧水源地を熊本県が認定。(第一次認定として、平成 24 年 3 月現在 50 ヶ所) 市内では、さくらの雫、子安観音及び妙見中宮の 3 箇所が選定されている。

²⁷ 熊本県ホテルを育てる会、熊本県などが平成 2 年度に県内 101 箇所のホテルの生息地を選定したもの。市内では、懐良親王御墓付近(水無川)、越猪地区(越猪川)、中畑(百済来川)、古屋敷(油谷川)、西の岩地区(小原川)、白岩戸(氷川)及び本屋敷(氷川)の 7 箇所が選定されている。

²⁸ 本来その地域に住む様々な野生生物が生息できる空間を意味する。森林、湖沼、河川、水田、干潟などの自然環境をはじめ、野生生物が生息できる場所として復元された空間を指す。

■■■ こどもエコクラブ 自然観察会 ■■■

本市は、原生的な森林、球磨川・氷川などに代表される河川、干潟が広がる八代海など、豊かな自然を有しています。この豊かな自然を子どもたち伝えるため、年に数回、自然観察会を開催しています。



干潟観察会



水生生物観察会



植物観察会



野鳥観察会

＜環境目標1：自然の豊かさと多様さを実感できるまち＞

（3）豊かな自然の恵みを大切にします

本市の産業の基盤である農業をはじめとした一次産業は、豊かな水、肥沃な大地など、自然の恵沢のうえに成り立ち、また、農林水産物の生産・提供を通じて、私たちの生命や暮らしを支えています。多面的な機能を有した良好な状態の自然環境を次世代に引き継ぐため、環境に配慮した持続可能な農業、林業及び水産業を推進していきます。

＜市民の取組＞

- 空や水、大地など、自然を汚さない生活を心がけます。
- 環境保全型農業などに対する理解を深めます。
- 農林水産物などは、地元産品を優先的に購入します。
- 植林や枝打ち、下草刈りなどの森づくり活動に参加します。

＜市民団体の取組＞

- 体験型観光や農山村交流、地産地消の取組に対するサポートを行います。
- 森林ボランティアとして植林や枝打ち、下草刈りなどの森づくり活動を推進します。
- 森林資源の保護のため、間伐材の利用促進をPRします。
- 河川や浜辺の清掃など、川や海づくり活動を推進します。

＜事業者の取組＞

- 廃資材は適正に処理します。
- エコファーマー²⁹の認定、FSC³⁰やMSC³¹の認証を目指します。
- 森林の適切な管理（造林、下刈り、間伐等）を行うとともに、木材の利用を促進します。
- 環境保全型農業などに関する周知を図ります。
- 農薬や化学肥料は適正に使用します。
- 機材や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。
- 消費者ニーズに即した安全で安心な産品を生産します。
- 地元産品を利用した商品の開発やブランド化を進めます。
- 空や水、大地など、自然を汚さない環境に配慮した経営を心がけます。

＜市の取組＞

持続可能な農業・林業・水産業の推進

- 研修会や情報提供などを通じて、持続可能な農林水産業を実践・経営するエコファーマー認定制度やFSC、MSC認証制度を普及します。
- ホームページや市報などを利用して、旬の農産物、農産物直売所などの情報を市民に積極的に提供するとともに、学校給食などで地元産品の利用を促進するなど、地産地消を進めます。

- 地元産品を市外へ積極的にアピールするとともに、加工品の開発や販売拡大などに対する支援を行います。
- 地元産品を使った料理教室などを通じて、地元の食材や食文化、伝統郷土料理に対する啓発を図るとともに、農林水産業者と消費者が交流する機会を設けます。
- 廃資材の適正処理や施設の適正な維持管理に係る周知・啓発を行います。
- 農薬や化学肥料の適正使用、家畜ふん尿の適正処理などの対策を推進します。
- 農林水産業を観光に活用したグリーンツーリズムやブルーツーリズムなどの体験型観光や農山漁村交流の取り組みを促進します。
- 補助事業の活用による後継者育成や機材購入に対する助成制度などの充実を図るとともに、作業道などの作業環境の整備をすすめ、安定的な経営や作業の効率化を進めます。
- シカやイノシシ、カワウなどによる農林水産物への鳥獣被害が顕著な場合は、適正かつ計画的な捕獲を行うとともに防護柵の設置などの防止策を講じます。
- 耕作放棄地解消のための景観植物などの栽培促進、オーナー制の導入を検討するなど、農林地の有効活用を図るとともに、地下水涵養源としての森林・農地の管理を促進します。
- 関係機関と協力して、植林や森林の手入れを行うボランティアを育成します。
- 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や活用（間伐、造林及び木材の有効活用など）を促進します。
- 森林所有者などが行う針広混交林化、天然林化などによる環境林の整備に対する支援を行います。
- 公共施設の建設などの際に木材を使用する場合は、地元産木材の優先的な利用に努め、また、個人住宅への利用を促進します。
- 林地残材や間伐材などの有効利用を図るため、木質バイオマスを燃料とするボイラーを市有施設に導入します。
- 水産資源の維持・回復を図るため、干潟の覆砂や藻場などの再生を支援するとともに、資源管理型漁業に対する普及啓発を進めます。
- 保護水面や漁協独自の禁漁区の設定など、水産資源の管理方策に対する支援を行います。

<数値目標 1 - (3)>

	項目	計画策定時 (平成 19 年度)	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
①	エコファーマー数(人)	580	742	1,000
②	森林ボランティア団体数[累計]	1	7	10
③	魚礁設置箇所数 [累計]	—	0	5

²⁹ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、「持続性の高い農業生産方式(堆肥などによる土づくりを基本とした化学肥料、化学農薬の使用量を低減する生産方式)の導入計画」を、県知事に認定された農業者の愛称。

³⁰ 森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれているかどうかを第三者機関が一定の基準で審査し、森林管理協議会が認証する制度。FSC 認証森林、その他 FSC の定める基準を満たした製品には、消費者に対しその製品が管理の行き届いた森林によるものであることを示す FSC ロゴ(エコラベル)が付けられる。

³¹ 持続可能で適切に管理され、環境に配慮した漁業であるかどうかを、第三者機関が一定の基準で審査し、海洋管理協議会が認証する制度。認証を受けるとその水産物は MSC マーク(エコラベル)が付与される。

＜環境目標2：ひとが環境を育み、環境がひとを育むまち＞

（1）環境意識の高いひとづくりを進めます

市民・市民団体、事業者、市それぞれが環境の現状を認識し、環境保全に対する知識や役割を理解することが環境問題を解決する第一歩であると考えます。環境意識をより良いものへと変えていくため、日常において環境保全に関する知識や情報を身につけられるよう、市民団体などと連携しながら学習会の開催や指導者の養成などを通して環境教育を推進していきます。

＜市民の取組＞

- 環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- 環境に関する研修会や自然観察会、こどもエコクラブ³²などの活動に積極的に参加します。
- 環境に関する施設の見学会等に参加します。

＜市民団体の取組＞

- 環境問題に関心を持ち、環境問題の現状や対策に関する知識や情報を身につけます。
- 学校への出前講座やイベント開催などを通じて、環境問題に関する情報発信を行います。
- 環境に関する研修会への参加などを通じて、知識やノウハウを身につけます。
- 事業者・行政などと連携して環境教育・環境学習を推進します。
- 学校や地域で行う環境教育に対するサポートを行います。

＜事業者の取組＞

- 従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。
- 環境研修会などに積極的に参加します。
- 環境報告書を作成し、環境保全に対する取組状況を明らかにします。

＜市の取組＞

学校や地域における環境教育・環境学習の推進

- 「こどもエコクラブ」事業への参加を積極的に呼びかけ、子ども達（保育園・幼稚園児及び小中学生）の自主的な環境保全行動を支援します。
- 環境問題に対する理解を深めるため、市民団体などと連携して環境に関する出前講座を積極的に展開するとともに、自然観察や環境に関する施設の見学などの体験的な内容を盛り込むことにより、プログラムの充実を図ります。
- 市内全小・中・特別支援学校で熊本県主催の学校版環境 ISO コンクールに取り組みます。
- 環境教育モデル事業や環境モデル地域指定などにより、環境教育・環境学習などを行う機会の充実を図ります。
- 環境教育への関心を高めるため、家庭や学校、事業所で活用できる手引書や副読本、活動事例集などの環境教育教材を作成するとともに、これらの活用を図ります。
- 小・中・特別支援学校の教職員を対象とした環境啓発のリーフレットを作成し、研修会を

開催します。

- 幼児を対象とした環境教育・環境学習のあり方を検討し、幼児期からの環境教育を展開します。
- 熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携しながら、地球温暖化に関する研修会やイベントを実施するなど、普及啓発に努めます。

人材の育成・活用

- 研修会や養成講座などを通して、地域において環境教育・環境学習を実践できる指導者の人材「環境教育アドバイザー」を育成します。
- 環境教育や自然観察会などにおいて指導者となり得る指導者の人材の情報を一元化し、これらの人材を環境学習会などへ紹介できる体制の充実を図ります。
- 子どもから大人までの幅広い世代で利用できる環境教育教材を作成するなど、環境教育の推進に係る体制を構築します。

環境情報の共有

- 「環境パートナーシップ会議」などとの協働により、各主体の情報共有を促進するとともに、環境学習会やイベント、市ホームページなどを通して、環境基本計画に関する広報を行います。
- 本市の環境の現況や環境調査結果をとりまとめた環境報告書「八代市の環境」を作成しホームページで公表します。
- 環境に関する幅広い情報を収集・整備するとともに、地球温暖化をはじめとした環境問題の現状や対策などの情報を提供するため、環境情報紙「しろくまだより」を発行します。
- 市民団体や事業者、市の環境に関する取組などを紹介する Web サイトを開設するとともに、ケーブルテレビや FM やつしろ、地域内ソーシャルネットワークサービス「ごろっとやっしろ」などを活用し、環境情報を提供します。
- 公民館などの身近な公共施設において、環境情報コーナーを整備します。

<事業目標 2 - (1) >

	項目	3年 (平成 23 年度)	5年 (平成 25 年度)	10年 (平成 30 年度)
①	環境教育モデル事業・環境モデル地域指定			

<数値目標 2 - (1) >

	項目	計画策定時 (平成 19 年度)	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
①	こどもエコクラブ参加団体数	18	8	20
②	環境に関する出前講座開催回数	28	31	50

³² 公益財団法人日本環境協会が、地域の中で楽しみながら自主的に環境活動・環境学習を行う子どもたちのグループ（こどもエコクラブ）を支援している事業。

＜環境目標2：ひとが環境を育み、環境がひとを育むまち＞
(2) 誰もが進んで行動するしくみをつくります

より良い環境を次世代に引き継ぐためには実際に行動に移していくことが重要です。具体的に分かりやすい取組を周知していくとともに、環境保全に体系的に取り組むツールやしくみなどをつくることにより、市民・市民団体、事業者が行う環境行動を支援していきます。

＜市民の取組＞

- 「ライトダウンの日（毎月25日）」や「やつしろ環境の日（毎月第1日曜日）」には、特に環境に配慮した生活を心がけます。
- 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。

＜市民団体の取組＞

- 行政や大学などと協力し、市民が一斉に環境保全行動を行う機会を設けます。
- イベントなどを通じて、日常生活における環境保全行動に関する情報発信を行います。

＜事業者の取組＞

- 環境マネジメントシステム³³の導入を推進します。
- 環境保全協定の締結・充実を図り、環境に配慮した事業活動を推進します。
- 従業員などへの環境教育を実施し、環境意識を持って事業活動を行います。

＜市の取組＞

市民の環境保全行動の促進

- 「ライトダウンの日（毎月25日）」や「やつしろ環境の日（毎月第1日曜日）」の周知を行います。
- 日常生活における具体的な環境保全行動を示した「エコライフ事例集」により、活動の実践を促します。
- 「やつしろ環境の日（毎月第1日曜日）」の効果的な周知方法を検討し、テーマに沿った具体的な行動を促進します。
- 環境保全行動に必要とされる物品の提供や経済的支援策について検討します。
- 清掃活動や自然観察会などの環境活動に必要な資器材の貸し出し制度の充実を図ります。
- 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。
- 地球温暖化をはじめとした環境問題の現状や対策などの情報を提供するため、環境情報紙「しろくまだより」を発行します。

事業者の環境保全行動の促進

- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムに関する研修会などを開催し、導入を促進します。

- 公害の防止や省エネルギーの推進のための施設整備に対する支援を行います。
- 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。

市の環境保全行動の推進

- 市職員を対象とした、環境行動を促進するための研修会を実施します。
- 市職員を対象に毎週水曜日を「自転車利用の日」と位置付け、エコ通勤を推進します。
- 「第2次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」³⁴に基づき、省エネ・省資源対策を積極的に展開します。
- 「グリーン購入基本方針」³⁵に基づき、環境に配慮した物品等を購入・調達します。
- 公共事業などの開発時における自然環境などへの配慮事項を掲げた指針を作成し、生態系に配慮した工法などの採用を推進します。

<事業目標2-(2)>

	項目	3年 (平成23年度)	5年 (平成25年度)	10年 (平成30年度)
①	「市民環境モニター」の整備・活用	達成		

<数値目標2-(2)>

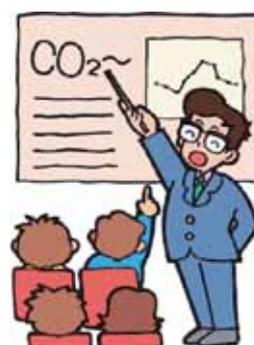
	項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
①	環境マネジメントシステムの導入事業所数[累計]	21	28	40
②	「市民環境モニター」参加者数[累計]	—	102	340
③	環境研修会受講者(市職員)数[累計]	—	220	2,000

※数値目標②の算出基礎：住宅用太陽光発電システム設置費補助金受給者からの発電量及び環境家計簿の報告者数

³³ 環境保全に関する方針等を設定し、その実現に向けた計画・取組の立案(Plan)、取組の実施(Do)、点検・評価(Check)、及び取組内容などの是正・見直し(Action)といった一連の流れ・サイクル(PCDAサイクル)により、継続的に自らの事業活動に伴う環境負荷を低減・改善していくためのシステム。代表的なものにISO14001やEA21(エコアクション21)がある。

³⁴ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するための計画。計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間。第1次計画期間において温室効果ガスの排出量が最も少なかった平成24年度を基準年度とし、基準年度の排出量を上回らないことを目標として掲げている。

³⁵ 製品やサービスを購入する際に環境や必要性を考慮して、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入の際には、エコマークなどの環境ラベルが一つの目安になる。



＜環境目標2：ひとが環境を育み、環境がひとを育むまち＞

（3）環境行動の輪を広げます

複雑多様化する今日の環境問題に対応するためには、各主体が役割を認識し、それぞれが担うべき行動を実施していくとともに、主体の壁を超えて協力・連携していくことが不可欠です。情報交換・人的交流を目的とした市民・市民団体、事業者、市及び関係機関の協働の場などをつくることにより、環境行動の輪を広げていきます。

＜市民の取組＞

- 環境イベントに参加します。
- 市民や市民団体、事業者、市との情報交換の場に参加します。

＜市民団体の取組＞

- メンバーを広く募集します。
- 環境イベントを企画・運営します。
- 市民や市民団体、事業者、市との情報交換の場に参加します。
- 市民団体間の交流を図ります。

＜事業者の取組＞

- 環境団体に対する支援を行います。
- 所有施設などを環境教育・環境学習の場として提供します。
- 環境イベントに参加します。
- 市民や市民団体、事業者、市との情報交換の場に参加します。

＜市の取組＞

パートナーシップ・ネットワークの構築

- 環境保全に関する情報交換・人的交流の場である「環境パートナーシップ会議」を中心に、市民や市民団体、事業者、市のネットワークづくりを行います。
- NPO・市民団体の活動を周知するとともに、多様な団体の交流の場を設けます。
- 市民・市民団体、事業者、市が連携した環境学習会やイベントを開催します。
- 市民と連携し、環境学習の拠点となる施設の整備を行います。

環境保全活動団体への支援

- 市民団体などが行う環境イベントなどの取組に際し、必要な資器材の貸し出し、関係行政機関との調整や広報活動などの支援を行います。
- 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。

<事業目標 2- (3)>

	項目	3年 (平成 23 年度)	5年 (平成 25 年度)	10年 (平成 30 年度)
①	「環境パートナーシップ会議」の設立	達成		

<数値目標 2- (3)>

	項目	計画策定時 (平成 19 年度)	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
①	環境保全活動を行う NPO・市民団体数[累計]	31	48	50
②	環境パートナーシップ会議の開催回数 [累計]	—	10	34

■■■ 市民団体紹介 ■■■

市内には、環境教育や環境イベント、自然観察会など、いろいろな環境保全活動を行っている団体があり、また、その活動手法もさまざまです。

ここでは活発な環境保全活動を実践されている団体として、地域 SNS など構築された独自のネットワークを活用し、市民や企業などを巻き込みながら、積極的に環境保全に取り組まれている2つの団体を紹介します。

「次世代のためにがんばる会」

平成 13 年 8 月、次世代の子ども達が健康で安全な生活が送れるようにとの思いから、市民有志により発足。

(主な活動) 官・民・学連携によるカキ殻を使った水質浄化活動「かき殻まつり」や、ごみ調査、ごみ拾い、分別、水質検査を通じた体験学習「八代海 河川・浜辺の大そうじ大会」など。



「かき殻まつり」: 氷川ダムへかき殻を運ぶ様子

「やつしろ菜の花ファーム987」

「九州新幹線沿線は菜の花畑」を合言葉に、平成 18 年 6 月に設立。遊休地を利用し、循環・環境・バイオマス・食育などを菜の花畑から提案。

(主な活動) 新幹線沿線に菜の花を栽培し、農産物のブランド化(蜂蜜・菜種油・菜の花米など)や農業体験を通じた地域交流など。



九州新幹線沿線の菜の花畑

＜環境目標3：健やかで安心して暮らせるまち＞

（1）きれいな空気や水を守ります

本市は県下有数の工業地帯であるため、市民は少なからず公害に対する不安を抱えています。事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害を未然に防止するとともに、日常生活に起因する環境問題への対処・解決を図りながら、良好な生活環境を保全していきます。

＜市民の取組＞

- 禁止されている、家庭ごみの野焼きを行いません。
- 移動の際には、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を控えます。
- 微小粒子状物質（PM2.5）³⁶などの大気汚染に対する知識・対応策を習得し、また、注意喚起等の情報をいち早く入手するため、「熊本県大気環境情報メール」や「市緊急情報配信メール」に登録します。
- 自動車を運転する際は、エコドライブを行い、排出ガスを抑制します。
- 下水道及び農業集落排水などの整備後は、ただちに接続します。また、下水道が未整備の地域で、単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への切り替えに努めます。
- 浄化槽（旧称：合併処理浄化槽）の使用に当たっては、適正な維持管理を行います。
- 食器洗いや洗濯時の洗剤などは適正な量を使用します。
- 廃食用油や調理くずを排水口に流しません。
- 近隣へ配慮し、音響機器の利用時は使用時間や音量に注意します。
- ペットの鳴き声によって近隣に迷惑がかからないようにします。

＜市民団体の取組＞

- イベントなどを通じて、エコドライブや水質浄化などに関する情報発信を行います。

＜事業者の取組＞

- 事業活動に関する法令の遵守を徹底します。
- 公共下水道の接続が可能な場合は、ただちに接続します。
- 環境への負荷を低減するための取組を推進します。
- 自動車の使用時には、エコドライブを心がけます。
- 機材や施設の維持管理を徹底し、油流出などの事故を防ぎます。
- 操業異常時や工事の際には周辺住民に対して十分な説明を行います。
- 夜間の操業・営業については近隣に配慮します。
- 環境調査データを公表します。
- 環境保全協定の締結を推進します。
- 周辺住民や市民を対象に、工場等の見学会を行います。

＜市の取組＞

環境汚染の監視・抑制

- 一般環境大気測定局により大気の状態を常時監視するとともに、光化学スモッグ³⁷注意報などの発令時や、微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起時における連絡・対応体制の充実を図ります。
- 公共工事などの開発時における自然環境への配慮事項を掲げた指針を作成します。
- 沿道における大気汚染の状態を把握します。
- 事業場排水や河川の水質調査を実施します。
- 特定工場等において発生する騒音・振動や自動車交通騒音について調査を実施します。
- 九州新幹線による騒音・振動の状態を把握し、必要に応じて関係機関へ要望等を行います。
- 必要に応じて騒音・振動、悪臭に関する規制地域及び規制基準の見直しを行います。
- 事業場から発生する特定悪臭物質について引き続き調査を実施するとともに、臭気指数による悪臭規制の導入について検討します。
- 関係機関と協力し、公害規制に関する法令、条例に基づく規制及び指導を行うとともに、生活騒音などの防止に関する啓発を進めます。
- 市が実施する公共施設や事業所における環境調査結果については、環境報告書「八代市の環境」に取りまとめ、発行・公表します。
- 環境保全協定締結事業所に対しては適時見直しを行うとともに、未締結事業所に対する締結を促進します。
- 公害に係る苦情について関係機関と協力しながら迅速、適切な処理・解決に努めます。

生活排水対策の推進

- 計画的に下水道を整備するとともに、下水道や農業集落排水施設への接続を促進します。
- 下水道及び農業集落排水処理区域外においては、浄化槽整備を推進するとともに、みなし浄化槽から浄化槽への切り替え及び適正な維持管理を促進します。
- 市民団体などと協力して、生活排水対策や水質浄化に関する取組の啓発を行います。

＜数値目標3－（1）＞

	項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
①	環境保全協定締結事業所数[累計]	19	20	35
②	典型7公害に関する苦情件数	155	108	90以下
③	污水处理人口普及率(%)	51.6	61.2	70
④	河川水質（BOD ³⁸ ）環境基準の達成状況(%)	100	100	100
⑤	海域水質（COD ³⁹ ）環境基準の達成状況(%)	75	87.5	100

³⁶ 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5μm（マイクロメートル）以下のもの。粒径が非常に小さく、肺の奥深くまで入り込みやすいため、呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスク上昇や循環器系への影響も懸念されている。

³⁷ 光化学オキシダントが気象条件により滞留し白いモヤがかかったような大気の状態。

³⁸ 微生物が水中の有機物を分解するときに消費した酸素の量。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを意味する。

³⁹ 水中の有機物(汚染物質)を分解するために必要な酸化剤の量を、それに相当する酸素の量で表したもの。数値が大きいほど、汚濁が進んでいることを意味する。

＜環境目標3：健やかで安心して暮らせるまち＞

(2) 恵まれた水資源を大切にします

本市は地下水の依存度が高く、その利用は農業用水や工業用水、更には生活用水（飲料水）と多岐にわたっています。日常生活や事業活動を支えるこの恵まれた地下水を守り、合理的な利用を促進するため、地下水の現状を把握するとともに、涵養源対策や節水、循環利用などに対する周知や啓発を通して、地下水を保全していきます。

＜市民の取組＞

- 「水」は限りある貴重な資源であることを認識し、家庭での節水を心がけます。
- 風呂の残り湯を洗濯に使用するなど、水を有効に利用します。
- 雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を進めます。
- 雨水浸透ますの設置などにより、雨水を地下に浸透させます。

＜市民団体の取組＞

- 節水などに関する情報発信を行います。
- 流域を視点とした水環境保全に関する活動を行います。

＜事業者の取組＞

- 節水や循環利用など、適正かつ合理的な水利用を進めます。
- 雨水貯留槽の設置などにより、雨水の利用を進めます。
- 雨水浸透ますの設置などにより、雨水を地下に浸透させます。
- 熊本県地下水保全条例に基づく地下水採取に関する届出・報告を行います。
- 有害化学物質の管理を徹底します。

＜市の取組＞

健全な水循環の確保

- 環境学習会や市報などにより、節水や合理的な水利用に関する情報提供を行います。
- 地下水位の測定を行うとともに、測定地点の新設を検討します。
- 市域における地下水の揚水量と涵養量の把握に努めます。
- 地下水の涵養源である河川水の水質保全を図ります。
- 植林や森林の手入れ、遊休農地の有効利用などにより、地下水涵養源としての森林・農地の管理を促進します。
- 公共施設において、使用水の再利用や雨水の利用を進めます。
- 公共施設への雨水浸透ますの設置や透水性・保水性舗装材の利用を進め、雨水の地下浸透を図ります。
- 地下水採取に関する届出の周知や啓発を行います。
- 「熊本県昭和の名水百選」、「熊本県平成の名水百選」や「くまもとホテルの里100選」選

定地など、親水性の高い湧水地や水辺の保全を図ります。

地下水質の保全

- 臨海部の塩水化⁴⁰の状況について、測定地点を増やすなど、モニタリングの強化を図ります。
- 有害物質による地下水汚染の防止を図るため、計画的に調査を実施します。
- 平野部における地下水の性状を定期的に調査するなど、地下水質の基礎的な情報収集を行います。
- 一般住宅（上水道及び簡易水道の給水区域を除いた地域）で地下水を飲用している世帯については、補助金の交付などにより、地下水の自主的な検査を促します。
- 地下水汚染が認められる地域については、飲用指導を徹底します。なお、上水道などの未整備地域にあっては、地域特性に応じた水道施設の整備を推進するとともに、浄水器補助制度の活用を周知するなどにより、安全な飲料水の確保に努めます。

<事業目標3－(2)>

	項目	3年 (平成23年度)	5年 (平成25年度)	10年 (平成30年度)
①	地下水測定地点(定点)の新設	達成		

<数値目標3－(2)>

	項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
①	地下水調査井戸本数[累計]	3,000	4,893	6,800
②	県条例に基づく地下水採取量報告率(%)	42.5 (H18)	73.9 (H23)	100

⁴⁰ 地下水の帯水層に海水が混入し、地下水中の塩化物イオン濃度が高くなる現象。地下水の大量揚水・使用が原因とされる。



(地下水の自噴)

＜環境目標3：健やかで安心して暮らせるまち＞

（3）風土を活かしたきれいなまちづくりを進めます

ごみのポイ捨てやペットのフン、雑草の繁茂など、地域の環境美化に関する市民の要望は年々多くなってきています。市民や事業者の自主的な清掃活動に対する支援を行うとともに、環境と調和した生活空間の整備・確保に努め、きれいで住みよい地域環境をつくっていきます。

＜市民の取組＞

- 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。
- ごみのポイ捨てをしません。
- 定期的に私有地の雑草の刈り取りや清掃作業を行います。
- ペットの散歩時は、フンの処理用具を携帯し、フンは持ち帰ります。

＜市民団体の取組＞

- 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。
- きれいなまちづくり協定を締結し、地域の清掃活動を行います。
- ごみの適正処理に関する活動や、犬のフン害パトロールなどに協力するなど、環境美化に関する情報発信を行います。
- 歴史的なまちなみや文化的な景観の保全活動を行います。

＜事業者の取組＞

- 地域、行政及び各種団体などが主催する清掃活動や美化活動に積極的に参加します。
- きれいなまちづくり協定を締結し、周辺地域の清掃活動を行います。
- 事業所内をきれいに保ちます。

＜市の取組＞

環境美化の推進

- きれいなまちづくり協定⁴¹の締結を促進し、地域の自主的な美化・清掃活動を支援します。
- 地域の清掃活動など、環境保全活動を実施している個人・団体に対し、表彰を行います。
- 町内一斉清掃などの地域一体となった清掃活動の機会を設けます。
- 関係機関と協力し、犬のしつけ教室やフン害パトロールなどの実施を通して、飼い主に対するマナー向上を呼びかけます。
- 定期的な雑草の刈り取りについて、市報や環境情報紙「しろくまだより」⁴²を通じて啓発・周知をします。
- 自然環境に配慮した適切な防疫手法により、水路や側溝などの公共用地の害虫駆除を行い、市民生活の快適性を高めます。
- 公園などの公共の場を適正に維持管理します。

環境と調和した生活空間の整備・確保

- 自然環境に配慮した土地利用を誘導します。
- 市民が親しめる公園や緑地を計画的に整備するなど、環境や地域景観と調和した生活空間をつくります。
- 水が滞留しないような水路整備を進めます。
- 歴史的なまちなみや棚田などの地域の生業や風土により形成された文化的な景観の保全を図ります。
- 地下水や雨水などを利用したヒートアイランド対策に取り組みます。

<数値目標3－(3)>

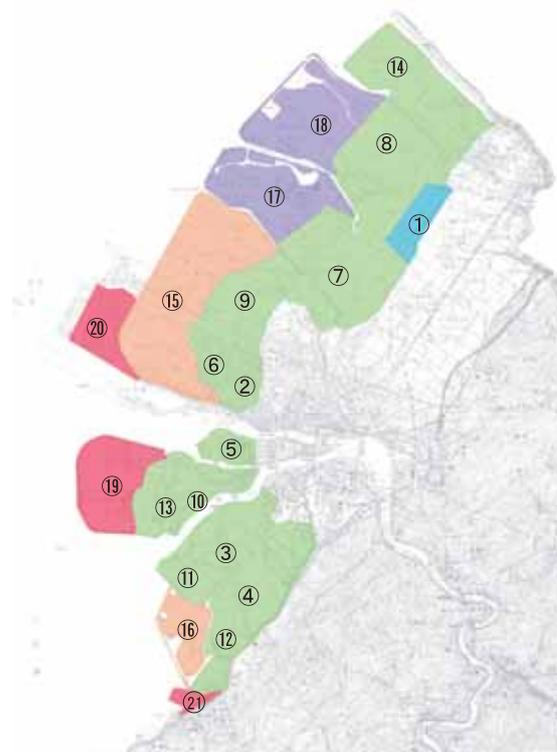
	項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
①	きれいなまちづくり協定締結個人・団体数[累計]	26	29	36

⁴¹ 公共用地などのごみ拾いや清掃など、自主的な環境美化活動を促進するため、団体・個人と締結する協定。協定を締結した団体・個人に対する支援として、市は清掃用具の支給・貸与、花の種などを支給している。

⁴² 「やつしる環境の日」や地球温暖化対策などに関する情報を発信するため発行している環境情報紙のこと。平成20年5月から発行開始。

■■■ 干拓の歴史 ■■■

八代平野の3分の2は江戸時代から行われてきた干拓によって形成されています。
八代平野(市域)の主な干拓は次のとおりです。



- 加藤時代 (1600~1631年)
- 細川時代 (1632~1868年)
- 明治 (1868~1912年)
- 大正 (1912~1926年)
- 昭和 (1926~1989年)

番号	西暦(年号)	地名	面積(ha)
1	1608(慶長13)	新田村新地(河江)	67
2	1673(延宝1)	外牟田開(千丁)	95
3	1764(明和1)	揚新地(金剛)	104
4	1769(明和6)	敷川内新地(金剛)	132
5	1789(寛政1)	麦島村新地(八代)	—
6	1816(文化13)	高島新地(八代)	206
7	1819(文政2)	大牟田新開(千丁)	337
8	1821(文政4)	七百町新地(文政)	640
9	1840(天保11)	二の丸新地(八千把)	47
10	1842(天保13)	葭牟田(金剛)	105
11	1843(天保14)	水島新地(金剛)	83
12	1845(弘化2)	催合新地(芦北・八代)	330
13	1855(安政2)	三江湖新地(金剛)	78
14	1866(慶応2)	野崎新地(鏡)	183
15	1904(明治37)	郡築新地(八代)	1,046
16	1904(明治37)	明治新田(日奈久)	258
17	1922(大正11)	県営南新地(昭和)	570
18	1926(大正15)	県営北新地(文政)	687
19	1953(昭和28)	金剛干拓(八代)	425
20	1964(昭和39)	八代港干拓(八代)	255
21	1967(昭和42)	芦北干拓(日奈久)	33

＜環境目標4：地球市民としてがんばるまち＞

(1) 地球市民として温暖化対策を進めます

地球温暖化は、次世代への影響の深刻さや大きさから見て、現在最も対策が急務とされる環境問題です。特に温室効果ガスの排出量の伸びが大きいとされる家庭部門の削減を目指し、市民とともに省エネ・省資源を中心とした取組を進めていきます。

＜市民の取組＞

- 「ライトダウンの日（毎月 25 日）」や「やつしろ環境の日（毎月第 1 日曜日）」には、特に環境に配慮した生活を心がけます。
- 地球温暖化に関心を持ち、現状や影響、その対策についての知識や情報を身につけます。
- 環境に配慮した製品を優先的に購入します。
- 住宅用太陽光発電システムや省エネ家電、LED 電灯などを取り入れます。
- 節水や省エネを心がけます。
- 省エネ対策として、クールビズやウォームビズに取り組みます。
- 夏の省エネ対策として、「緑のカーテン」に取り組みます。
- 移動の際には、できるだけ歩いたり、自転車や公共交通機関を利用するなど、自動車の利用を控えます。
- 自動車を利用する際は、エコドライブや乗り合わせを行い、排出ガスを抑制します。
- 車を買替える際は、低公害車や低燃費車などの環境に配慮した自動車を購入します。
- マイバッグの利用や分別の徹底などにより、「燃えるごみ」の減量化を進めます。

＜市民団体の取組＞

- イベントなどを通じて、地球温暖化問題に関する情報発信を行います。
- 行政や大学などと協力し、市民が一斉に省エネ行動を行う取組を実施します。

＜事業者の取組＞

- 省エネ・省資源対策を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。
- 省エネ診断の実施について検討します。
- 屋上緑化・壁面緑化など、敷地内の緑化を進めます。
- 環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品を優先的に導入・購入します。
- ライトダウンキャンペーンなどに積極的に参加します。
- エコ通勤を推進します。
- 包装の簡素化や食品トレーの使用を削減するなど、ごみの排出抑制を進めます。
- マイバッグキャンペーンに積極的に参加します。
- 「リサイクル推進協力店」の認定を受けるとともに、消費者のごみ減量化意識の向上を図ります。

- 事業系一般廃棄物の排出量を減らします。
- レジ袋や包装紙の有料化などにより、レジ袋などの使用削減を進めます。
- 容器や包装については、リサイクルしやすい素材のものを製造または使用します。

<市の取組>

省エネルギー・省資源対策の推進

- 市域の温室効果ガス排出量の把握に努め、「ライトダウンの日（毎月 25 日）」や「やつしろ環境の日（毎月第 1 日曜日）」の周知を徹底するなど、家庭部門における温暖化対策の強化を図ります。
- 熊本県地球温暖化防止活動推進員と連携しながら、地球温暖化に関する研修会などを開催します。
- 「第 2 次八代市地球温暖対策実行計画〔事務事業編〕」に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を削減または発生抑制します。
- 市庁舎などについて、省エネ診断の実施を検討するとともに、事業所での取組を支援します。
- 公共施設の改修などの際は、省エネ設備や環境負荷の少ないものを導入します。
- ハイブリッド自動車や電気自動車などの低公害車の普及啓発を行います。
- 関係機関と協力し、公共交通機関の利用促進などにより、エコ通勤を推進します。
- 省エネルギーの推進のための施設整備に対する支援を行います。
- 省エネや省資源に関する情報を積極的に提供し、グリーン購入に対する啓発を行います。
- 節水や水の再利用(前出、環境目標 3-(2))、ごみの減量化(環境目標 5-(1)、(2)及び(3))に対する啓発を行います。
- 「八代市環境センター」は、燃えるごみを処理する過程で発生する熱エネルギーを発電などに有効利用する施設として整備します。

再生可能エネルギーの普及促進

- 太陽光、小水力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの普及に係る補助金・税制優遇措置などの情報を一元化し、市民・事業者が行う設備などの設置・更新などに対する支援を行います。
- 太陽光、小水力、木質バイオマスなどの再生可能エネルギー設備について、公共施設への導入を推進します。

吸収源対策の推進

- 二酸化炭素の吸収源対策として、森林の整備や活用（間伐、造林及び木材の有効活用など）を促進します。

《地球環境問題への対応》

＜事業目標 4 - (1)＞

	項目	3年 (平成 23 年度)	5年 (平成 25 年度)	10年 (平成 30 年度)
①	「八代市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定	→		

＜数値目標 4 - (1)＞

	項目	計画策定時 (平成 19 年度)	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
①	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(ト CO ₂)	9,422 (H18)	8,429	8,429
②	市有施設への太陽光発電設備導入数[累計]	2	7	10
③	住宅用太陽光発電システムの普及率 (%)	—	6.7 (平成 24 年 12 月末)	11

※数値目標①の目標値は、第 2 次八代市地球温暖化対策実行計画[事務事業編](H26. 5 策定)で、基準年度(H24 年度)の排出量を上回らないこととしているため、現況値と同じになっている。

■■■ 緑のカーテン ■■■

緑のカーテンとは、アサガオやキュウリ、ニガウリなどのつる性植物を窓の外側にはわせてつくる自然のカーテンのことです。直射日光を遮り、また、植物の蒸散作用（空气中に水分を放出する作用）などで、窓辺周辺の温度が下がり、室温が上がるのをおさえることができます。

夏の省エネ対策の一つとして、是非お試し下さい。



(平成 25 年度「やつしろ緑のカーテンコンテスト」市民部門 最優秀賞受賞作品)

■■■ やつしろ環境の日 ■■■

平成 20 年 6 月から毎月第 1 日曜日を「やつしろ環境の日」と定め、地域一体となって、地球温暖化対策の推進を図っています。

省エネや節水、ごみの減量化など、毎回異なったテーマを設定し、家庭で簡単にできる取組を環境情報紙「しろくまだより」にとりまとめ、全世帯に回覧しています。



＜環境目標4：地球市民としてがんばるまち＞
（2）足もとから地球環境の保全に貢献します

地球温暖化以外にも、地球規模の環境問題としてオゾン層の破壊や酸性雨などへの対応が求められていますが、いずれも国際的、広域的な連携・協力が不可欠です。一人ひとりの小さな行動の積み重ねが環境対策において重要であることをアピールするなど、できることを着実に実践してもらうための呼びかけを行っていきます。

＜市民の取組＞

- 地球環境問題への理解を深めます。
- ノンフロン製品など、環境に配慮した製品を優先的に購入します。
- フロンガスを使用している製品は、適正に処理します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブや乗り合わせを行い、排出ガスを抑制します。

＜市民団体の取組＞

- イベントなどを通じて、地球環境問題に関する情報発信を行います。

＜事業者の取組＞

- 硫黄酸化物や窒素酸化物などの排出ガスを抑制します。
- 環境負荷の少ない設備や環境に配慮した製品を優先的に導入・購入します。
- フロンガス使用製品の回収や適正処理を行います。

＜市の取組＞

オゾン層の破壊や酸性雨問題への対応

- 地球環境に関する情報を発信し、地球環境問題に対する啓発を行います。
- 熊本県が実施する調査に協力し、酸性雨の状況を把握します。
- 家電リサイクル法の周知を行い、フロン類の適正な回収・処理を促進します。
- 「グリーン購入基本方針」に基づき、ノンフロン製品など、環境に配慮した製品を購入・調達します。



(市所有の電気自動車)

＜環境目標5：資源が循環する“ごみゼロ”のまち＞

(1) “もったいない”精神でごみゼロを目指します

近年のごみ問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造の定着にその要因があると言われてしています。まずはごみの発生抑制を基本としたごみの減量化（ごみゼロ運動）を推進していきます。

＜市民の取組＞

- レジ袋を使用しないよう、買い物時にはマイバッグを持参します。
- 買い物時には過剰包装を断ります。
- できるだけ使い切り商品は避け、詰め替え容器の商品などを優先的に購入・使用します。
- 物品を大切に長く使います。
- 食料品などの購入は必要最小限に抑え、料理の作りすぎや食べ残しを減らします。
- 不要になった物品はフリーマーケットやリサイクルショップに出します。

＜市民団体の取組＞

- ごみの発生抑制を促すイベントを開催し、市民の“もったいない”意識の向上を図ります。
- イベント開催時にはフリーマーケットの場を設けます。
- マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を展開します。
- イベント時には、使い切りの容器を使用しないよう、リユース食器の貸出及び利用促進を図ります。

＜事業者の取組＞

- 包装の簡素化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討し、ごみの発生抑制を進めます。
- マイバッグキャンペーンに、積極的に参加します。
- 「リサイクル推進協力店」の認定を受けるとともに、消費者と販売者が一体となったごみの減量化を進めます。
- レジ袋や包装紙の有料化などにより、レジ袋などの使用削減を進めます。

＜市の取組＞

発生抑制・再使用の推進

- 段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化講習会など、ごみ問題に関する体験型の学習会を実施することにより、ごみの減量化及び分別に対する啓発を行います。
- 幼児等を対象とした出前講座の講師として、市民・市民団体を派遣する環境教育派遣制度などにより、市民へのごみ減量化に関する啓発を推進します。
- 多量排出事業所については、ごみの減量に関する計画書の提出を通して、ごみの減量化及び資源化に関する助言・指導を行います。

- レジ袋の削減や再資源化を目的とする古紙類回収等、3R（スリーアール）⁴³ に配慮した店舗を「リサイクル推進協力店」と認定し、市ホームページ等によりPRに努めます。
- 国、県が主催するマイバッグキャンペーンなどを通して、市民のマイバッグの利用を促進します。

<事業目標5－(1)>

	項目	3年 (平成23年度)	5年 (平成25年度)	10年 (平成30年度)
①	「リサイクル推進協力店」認定制度の創設	達成		

<数値目標5－(1)>

	項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
①	「燃えるごみ」の搬入量(ton)	41,651	38,205	34,000
②	マイバッグの利用率(%)	14.6	40.4 (H25)	50

※数値目標①の算出基礎：清掃センター及びクリーンセンターにおける可燃物量（委託＋直接搬入）

※数値目標②の算出基礎：環境に関する市民アンケート結果（いつもマイバッグを持参しているとの回答の割合）

⁴³ Reduce(リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再使用)、Recycle(リサイクル、再生利用)の総称。第1に、まずはごみとなるものをもらったりしないなど、資源の消費を控えること（発生抑制）、第2に、ものを大切に使う、または繰り返し使うこと(再使用)、最後に、使えなくなったら原材料などとして利用する(再生利用)という考え方。

■■■ ゼロ・ウェイスト ■■■

ゼロ・ウェイストとは、出てきた廃棄物をどう処理するかではなく、そもそもごみを出さないという考え方です。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは私たちに便利な生活をもたらした一方で、資源の無駄遣いや有害物質による汚染など、環境へ悪影響を及ぼしました。ゼロ・ウェイストは、そのような社会の仕組み自体を変えていこうとするものです。

オーストラリアのキャンベラ市が世界に先駆けてゼロ・ウェイストを宣言して以来、世界中の自治体でゼロ・ウェイスト宣言が採択されています。日本では徳島県上勝町、福岡県大木町、熊本県水俣市が宣言しています。

消費者、生産者、自治体が一体となって取り組まなければゼロ・ウェイストは実現できません。ごみ問題は、日常生活に密接に関わる問題です。身近なところから環境にやさしい生活を始めてみませんか。



＜環境目標5：資源が循環する“ごみゼロ”のまち＞

(2) 資源として循環させるしくみをつくります

ごみ焼却施設の老朽化に加え、焼却灰などの処分場を保有していないなど、本市のごみ処理をとりまく環境は大変厳しい状況にあります。これからは可能な限り焼却や埋立をしないよう、リサイクルや資源化に係る制度や体制を整備し、資源の循環を図っていきます。

＜市民の取組＞

- 家庭から出るごみは正しく分別し、燃えるごみを減らします。
- 分別ルールについて正しく理解し、「資源の日」には分別ルールやマナーを守って排出します。
- 段ボール箱やコンポスト容器などを使用して、生ごみの削減・堆肥化に努めます。
- 生ごみを排出する場合は、水切りを行います。

＜市民団体の取組＞

- 分別ルールについて、市民への勉強会や広報活動を行います。
- 店舗などを利用した資源物の回収活動を行います。
- 生ごみの堆肥化の普及・促進や廃食用油の回収活動を行います。

＜事業者の取組＞

- 独自のリサイクルルートを確保し、事業系一般廃棄物の排出を抑制します。
- 分別を徹底し、事業系一般廃棄物（燃えるごみ・資源物）の混載をなくします。
- 容器や包装については、リサイクルしやすい素材のものを製造または使用します。
- 「リサイクル推進協力店」の認定を受けるとともに、消費者のごみ減量化意識の向上を図ります。
- 廃食用油の燃料化や生ごみの堆肥化など、バイオマス⁴⁴の利活用に取り組みます。
- 「菜の花プロジェクト」に取り組みます。

＜市の取組＞

リサイクルの推進

- 分別収集の方法やリサイクル方法、回収した資源の行方について、市民に分かりやすい情報提供を行い、分別精度の向上を図ります。
- 「資源の日」の分別品目の拡充等により更なる燃えるごみの減量化に努めます。
- 町内での「資源の日」以外による再資源化のための排出機会を設けるため、「資源の日（日曜日版）」を継続して実施します。
- 市民などが剪定した樹木くずのリサイクル事業を拡充します。
- 生ごみ及び廃食用油については、市民から広く意見を聞くなどして、資源化のあり方を検討します。
- 有料指定袋制度のあり方について検討します。

- 高齢者世帯や要介護者世帯などに対するごみ収集のあり方について、福祉関係各課との検討を行います。
- 分別指導員への分別指導研修会を開催し、分別ルール及び分別指導内容の統一を図ります。
- 事業系一般廃棄物（燃えるごみ・資源物）の混載に対する分別指導を強化します。
- 市の事務事業に伴う機密文書類については、紙原料として市内製紙工場へ職員自ら搬入することにより、可能な限りリサイクルに努めます。

バイオマスの活用

- 生ごみなどの有機性廃棄物の有効利用をはじめとしたバイオマスの資源化や利活用に取り組みます。
- 段ボール箱やコンポスト容器などを使用した生ごみ堆肥化の取組を促進します。
- 家庭から出る廃食用油は、回収システムを構築し、石けんや燃料油などとして利活用できるように、環境整備を進めます。
- 林地残材や間伐材などの有効利用を図るため、木質バイオマスを燃料とするボイラーを市有施設に導入します。
- 製材工場の残材や住宅解体材などの木質バイオマスの有効活用について検討を行います。

廃棄物処理施設などの整備

- 新しいごみ処理施設「八代市環境センター」は平成 29 年度中の完成を目指します。
- 「八代市環境センター」は、焼却灰などの最終処分量を減らすなど、環境負荷をより小さくするよう施設整備を計画します。
- 「八代市環境センター」が稼働するまでは、市清掃センターを適時改修するなど、適正な維持管理を行います。

<事業目標 5 - (2) >

	項目	3年 (平成 23 年度)	5年 (平成 25 年度)	10年 (平成 30 年度)
①	「八代市環境センター」の整備	→		

<数値目標 5 - (2) >

	項目	計画策定時 (平成 19 年度)	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
①	資源化率(%)	9.4	8.7	16.7
②	一般廃棄物最終処分量(ton)	7,235	5,042	3,747
③	樹木剪定くず処理量(ton)	532	356	600
④	市有施設への木質バイオマスボイラー導入数 [累計]	0	0	2
⑤	資源の日(日曜日版)の年間利用者数(人)	—	3,671	4,800
⑥	燃えるごみへの資源物の混入率(%)	30.5	17.9	20.0

※数値目標①の算出基礎：清掃センター及びクリーンセンターにおける資源化量／総搬入量×100

※数値目標②の算出基礎：清掃センター及びクリーンセンターにおける最終処分量

⁴⁴ 再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排泄物、食品廃棄物、建設廃材、黒液、下水汚泥などがある。

＜環境目標5：資源が循環する“ごみゼロ”のまち＞

（3）ごみはきちんと処理します

ごみの不法投棄や一般家庭でのごみの野焼きに対して、ごみの適正処理に対する啓発や監視体制の強化を図り、不適正処理の防止に努めていきます。

＜市民の取組＞

- ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしません。
- 不法投棄ボランティア監視員の活動に参加します。
- 家電リサイクル法対象の廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機、以下「廃家電製品」）やPCリサイクル法対象のパソコンについては、決められた方法で適正に処理します。
- 携帯電話などの電子機器や充電式電池を処理する際は、再資源化する取組に協力します。

＜市民団体の取組＞

- 廃棄物パトロールに協力するなど、ごみの適正処理に関する情報発信を行います。

＜事業者の取組＞

- 不法投棄や野焼きを行わず、ごみは適正に処理します。
- 家電小売店）引き取った廃家電製品について適正に管理し、製造業者などに引き渡します。
- 家電小売店）電池などの資源回収ボックスを設置します。
- 不法投棄の早期発見や未然防止に関する、市の取組に協力します。

＜市の取組＞

適正処理の推進

- 廃家電製品の適正処理やごみの分別収集、パソコン、携帯電話などの電子機器や充電式電池の再資源化への取組に対する啓発を行います。
- 不法投棄パトロールにより、不法投棄や野焼きに対する調査・指導を行います。
- 「八代市不法投棄ボランティア監視員制度」等の一般市民や各種団体からの情報提供を元に、不法投棄の早期発見、未然防止を図ります。
- 市内事業所への訪問調査等により、ごみの適正処理のための助言・指導を行います。
- 産業廃棄物の不適正処理に関しては、関係機関の協力のもと、監視・指導を行います。
- 清掃センター排出ガス中のダイオキシン類などの含有量については、環境報告書「八代市の環境」などにより測定結果を公表します。
- 八代市清掃センター、八代生活環境事務組合クリーンセンター間の受入基準などの格差を是正します。

■敷川内町環境保全用地など、過去に大規模な不法投棄などがあった場所については、引き続き周辺環境のモニタリングを行い、地域の不安解消に努めます。

<数値目標5－(3)>

	項目	計画策定時 (平成19年度)	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)
①	ごみの適正処理のための事業所訪問回数〔累計〕	—	114	840

■■■ ごみを減らす“R”いろいろ ■■■

最近、「リデュース (Reduce: 発生抑制)」、「リユース (Reuse: 再使用)」、「リサイクル (Recycle: 再生利用)」の3つの「ごみを減らす」行為を意味する“3R (スリーアール)”という言葉をよく聞きます。

まずはごみとなるものを持ち込まないこと、そして大事に使い、壊れたりしたら修理しながら長く使うこと、どうしても処分しなくてはならないときは、きちんと分別することが、循環型社会をつくる第一歩です。

リデュース〔発生抑制〕：ごみを減らす努力をする

【主な取組】

- ・必要な量を購入する
- ・過剰包装やレジ袋を断る
- ・エコマーク商品などの再生品を購入する



リユース〔再使用〕：くり返し使用する

【主な取組】

- ・フリーマーケットに参加する
- ・修理して使う
- ・着なくなった衣類などの布で、マイバッグや雑巾を作る



リサイクル〔再生利用〕：出たごみを再利用する

【主な取組】

- ・使えなくなったものはきちんと分別・回収し、新たな資源として再生利用する
- ・ごみを出す際はリサイクルしやすいように分別する
- ・ごみの焼却で発生する熱を熱源などに利用する

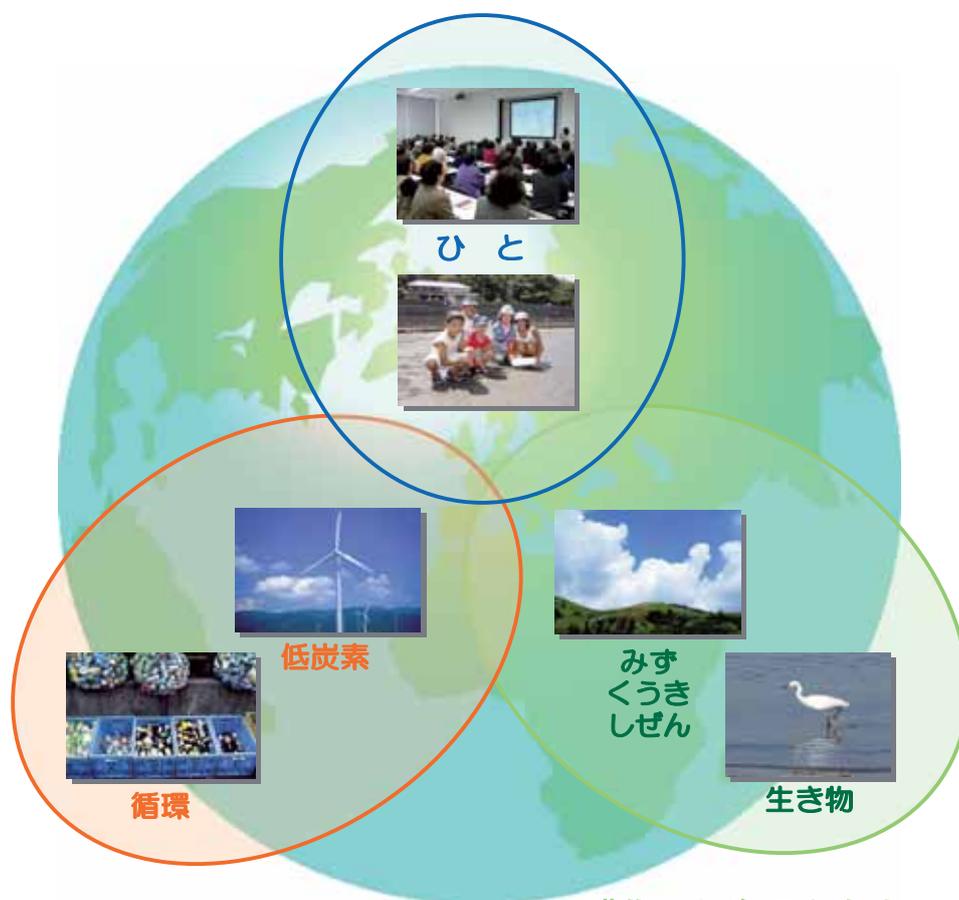


2. 重点プロジェクト

(1) 基本的な考え方

より良い環境を創っていくための足がかりとして、各主体とのパートナーシップの形成による取組の展開を基本とし、「環境意識の高いひとづくり」や持続可能な社会の構築といった時代の潮流を意識した「早急かつ緊急的な対策を必要とする分野」、「長期にわたり戦略的・計画的に対策を講じる必要性がある分野」に係る取組を重点プロジェクトとして設定します。

“環境意識を高める”



“持続可能なまちをつくる”

“豊かな資源を未来へつなぐ”



■重点プロジェクト設定に対する考え方

<①環境を取り巻く状況>

I. 潮流

- 低炭素社会（地球温暖化→温室効果ガスの削減）
 - 循環型社会（資源の浪費→資源の循環）
 - 自然共生社会（自然の劣化→自然環境の保全・再生）
- } ⇒ 持続可能な社会への移行

II. 環境特性・課題

- 山・川・海など豊かな自然資源
- 農業・工業が盛んな地域
- 早くから環境教育・学習を展開
- 市民団体の活発な環境活動
- ごみの減量化・資源化の必要性

III. 市民・事業者が求めている対策

- 公害対策
- リサイクルの推進・廃棄物処理施設の整備
- 地球温暖化対策
- 子どもの頃からの環境教育の推進
- きれいな地域づくり

<②将来イメージ等の設定>

- 目指す環境像や5つの環境目標（「ひとづくり」、「自然環境の保全」、「生活（地域）環境の保全」、「廃棄物対策」及び「地球環境の保全」の5分野）を設定。

<③具体的な取り組み>

- 市民・事業者のライフ・ビジネススタイル及び市の事務事業を環境配慮型へと誘導するため、施策の方向性に沿って、市民・市民団体、事業者、市の取組（役割）を明示。

<④重点プロジェクト>

- 各主体の環境行動を促進するため、特に今後5年間重点的に取り組んでいく施策（プロジェクト）を明示。
（視点1）施策を展開するうえで、最も基本となる「ひとづくりに関するプロジェクト」
（視点2）時代の潮流を意識し、「早急かつ緊急的な対策を必要とする分野のプロジェクト」
（視点3）市の特性、課題をふまえ、「戦略的・計画的に実施すべきプロジェクト」

積極的
展開

より良い将来を実現するための第一歩

「人と自然が調和するまち」の実現

(2) 重点プロジェクト

<環境意識の高いひとづくりに関するプロジェクト>

(1) 環境意識の高いひとづくりプロジェクト

市民や事業者の環境意識を高め、各主体の自主的な環境行動を促進していくことは、環境像を実現するうえで、必要不可欠なものであり、本計画の中では最も重要な分野として位置づけています。

市民・市民団体、事業者及び市の協働体制を構築するとともに、環境教育指導者の育成や活用を通して、子ども達に対する環境教育・環境学習を推進していきます。

◇主な取組内容

○「環境パートナーシップ会議」を中心としたネットワークの構築

環境保全に関する情報交換・人的交流の場である「環境パートナーシップ会議」を中心に、市民や市民団体、事業者、市のネットワークづくりを進めます。

また、重点プロジェクトに掲げる環境教育や地球温暖化対策などについては、これらのパートナーシップを基本としながら取組を推進します。

関係目標：環境目標 2-(3)環境行動の輪を広げます

○「環境教育アドバイザー」の育成・活用制度の充実

研修会や養成講座などを通して、地域において環境教育・環境学習を実践できる指導者の人材「環境教育アドバイザー」を育成します。

また、指導者の人材の情報を一元化し、これらの人材を環境学習会などへ紹介できる体制の充実を図るとともに、子どもから大人までの幅広い世代で利用できる環境教育教材を作成するなど、環境教育の推進に係る体制を構築します。

関係目標：環境目標 2-(1)環境意識の高いひとづくりを進めます
2-(2)誰もが進んで行動するしくみをつくります

○幼児期からの“環境しつけ”教育モデル事業の実施

環境学習出前講座などにより、小・中学校や地域での環境教育を推進することはもとより、幼児期からごみの分別などに対する理解や知識を深め、環境行動に結びつけられるよう、幼児に対する環境教育をモデル的に展開しながら、子ども達の環境行動の習慣化を図ります。

関係目標：環境目標 2-(1)環境意識の高いひとづくりを進めます

<早急かつ緊急的な対策を必要とする分野のプロジェクト>

(2) 持続可能なまちづくりプロジェクト

早急な対応が求められている、家庭部門などからの温室効果ガスの排出削減及びごみの減量化に対し、“もったいない”をキーワードとして、家庭における省エネルギー・省資源対策及び再生可能エネルギーの普及を促進していきます。また、循環型社会の考え方に即した廃棄物処理施設の整備を進めます。

◇主な取組内容

○地球温暖化対策の推進

市報や環境情報紙「しろくまだより」などを通じて、地球温暖化の現状や、省エネ・省資源に関する情報を提供し、緑のカーテンなどを一般世帯に普及します。

また、多様な主体の参画のもと、各主体が取るべき具体的な温暖化対策を明らかにした地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定し、全市的に地球温暖化対策を推進します。

さらに、再生可能エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置助成を行うとともに、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を進めます。

関係目標：環境目標 4-(1)地球市民として温暖化対策を進めます

○「リサイクル推進協力店」認定制度の普及

マイバッグや簡易包装、資源回収など市民が行う取り組みの支援や自らの事業活動に伴う環境負荷を低減する取組などを行う小売店などを「リサイクル推進協力店」として認定し、消費者と販売者が一体となったごみの減量化に対する支援を行います。

関係目標：環境目標 5-(1)“もったいない”精神でごみゼロを目指します
5-(2)資源として循環させるしくみをつくります

○生ごみの減量化・資源化の促進

清掃センターの老朽化に伴い、焼却能力が低下していることから、平成22年7月に「ごみ非常事態宣言」を発令し、燃えるごみの減量を呼び掛けています。施設に搬入される燃えるごみの約47%＊を占める生ごみの焼却処分を減らすため、段ボール箱やコンポスト容器を使用した生ごみ堆肥化の取組を支援、普及します。

また、一般廃棄物を安全かつ衛生的に処理し、処理工程で発生する熱エネルギーを有効利用するなど、さらに資源の循環を促進するため、新たなごみ処理施設「八代市環境センター」を整備します。

＊平成25年度燃えるごみ組成調査結果

関係目標：環境目標 5-(1)“もったいない”精神でごみゼロを目指します
5-(2)資源として循環させるしくみをつくります

<戦略的・計画的に対策を講じる必要性がある分野のプロジェクト>

(3) 豊かな資源を未来へつなぐプロジェクト

本市の環境を、より良い状態で未来に引き継ぐため、大気や水質、地下水などに関する調査を拡充し、生活環境の保全に努めていきます。

また、本市の優れた自然資源・自然環境を幅広く抽出し、保護すべき地域や体験型観光への活用を検討することにより、自然環境の保全や利活用を進めていきます。

◇主な取組内容

○「未来に残したい自然環境」の選定

一般応募などにより、市に現存するすぐれた生態系や自然・文化的景観などの自然資源を「未来に残したい自然環境」として抽出し、検討会などにより保護すべき地域やエコツアーで活用でき得る資源を選定します。また、自然環境の保全に関する条例の制定や自然環境調査などを実施することにより、優れた自然環境や代表的、典型的な生態系を有する重要地域については保護地域の設定を検討します。

関係目標：環境目標 1-(1) 生き物たちのにぎわいを守り育てます
1-(2) 自然とふれあう機会や場をつくります

○恵まれた水資源の保全

貴重な水資源を守り育てるため、下水道整備などの生活排水対策を推進し、球磨川や氷川など公共用水域の水質保全を進めるとともに、良質な地下水の保全を図ります。

また、塩水化の状況や地下水位の変動について測定地点を新設するなど、地下水の監視体制を強化するとともに、表流水や地下水の性状について定期的に調査を実施します。

関係目標：環境目標 3-(1) きれいな空気や水を守ります
3-(2) 恵まれた水資源を大切にします

○工場・事業場に対する調査・監視体制の強化

工場・事業場に対する排水や騒音・振動、悪臭調査を拡充するとともに、環境保全協定の新規締結の促進及び定期的な見直しを行い、また、協定項目の確実な履行により、環境負荷の低減を図ります。

関係目標：環境目標 3-(1) きれいな空気や水を守ります